

議案第91号

芽室町行政不服審査条例中一部改正の件

芽室町行政不服審査条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年3月2日

芽室町長 手 島 旭

芽室町行政不服審査条例の一部を改正する条例

芽室町行政不服審査条例（平成28年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

工業標準化法が産業標準化法に改正され、日本工業規格は日本産業規格に改められたことから、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町行政不服審査条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行																				
<p>別表（第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="280 379 860 424">交付の方法</th> <th data-bbox="864 379 1066 424">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="280 427 860 507">複写機により用紙に白黒で複写したものの交付</td> <td data-bbox="864 427 1066 507">1枚 10円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 510 860 590">複写機により用紙にカラーで複写したものの交付</td> <td data-bbox="864 510 1066 590">1枚 20円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 593 860 673">電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付</td> <td data-bbox="864 593 1066 673">1枚 10円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 676 860 756">電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付</td> <td data-bbox="864 676 1066 756">1枚 20円</td> </tr> </tbody> </table>	交付の方法	手数料の額	複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚 10円	複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚 20円	電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚 10円	電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚 20円	<p>別表（第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 379 1756 424">交付の方法</th> <th data-bbox="1760 379 1962 424">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 427 1756 507">複写機により用紙に白黒で複写したものの交付</td> <td data-bbox="1760 427 1962 507">1枚 10円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 510 1756 590">複写機により用紙にカラーで複写したものの交付</td> <td data-bbox="1760 510 1962 590">1枚 20円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 593 1756 673">電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付</td> <td data-bbox="1760 593 1962 673">1枚 10円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 676 1756 756">電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付</td> <td data-bbox="1760 676 1962 756">1枚 20円</td> </tr> </tbody> </table>	交付の方法	手数料の額	複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚 10円	複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚 20円	電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚 10円	電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚 20円
交付の方法	手数料の額																				
複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚 10円																				
複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚 20円																				
電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚 10円																				
電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚 20円																				
交付の方法	手数料の額																				
複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚 10円																				
複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚 20円																				
電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚 10円																				
電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚 20円																				
<p>備考</p> <p>1 両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</p> <p>2 用紙は、原則として<u>日本産業規格</u>A列3番までのものを用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、<u>日本産業規格</u>A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定するものとする。</p> <p><b>附 則</b> この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>備考</p> <p>1 両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</p> <p>2 用紙は、原則として<u>日本工業規格</u>A列3番までのものを用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、<u>日本工業規格</u>A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定するものとする。</p>																				